

## 生活環境

### 1 公害(生活環境)対策の推進

市民生活が多様化するとともに、生活環境への関心が高まっています。新たな環境汚染を未然に防止し、快適な環境を守っていくため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、交通環境、有害化学物質などについて、法律・条例等に基づいて、事業者への規制指導や環境調査などの対策を実施しています。

#### ●騒音・振動対策

騒音・振動が発生する工場・建設作業に対し、低騒音・振動型施設設置や作業方法等の改善などの規制・指導を行っています。

道路、新幹線鉄道など交通環境における騒音・振動対策として、市内定点による観測や市民からの調査依頼等に基づく測定を実施しています。

#### ●悪臭対策

工場などに対し、規制基準の徹底を図るよう規制・指導を行っています。

#### ●土壌汚染対策

工場の土壌汚染調査等の指導を行っています。条例では、土壌汚染有害物質を使用等している工場等が廃止をするときや土地の改変を行うときに土壌調査、対策の指導を行っています。

#### ●地盤沈下対策

地盤沈下等に関する調査として、精密水準測量調査を行っています。

事業者等が地下水を採取する場合には、条例に基づいて、揚水機の構造により許可または届出制として規制しています。また、一定規模の以上の掘削作業を行う事業者に対し、届出を義務付けています。

#### ●大気汚染対策

工場や自動車から排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質や、光化学オキシダント等について、市内28箇所の測定局で測定し、大気汚染状況を把握しています。

工場などの固定発生源に対し、汚染物質の排出に関する規制・指導を行っています

また、自動車などの移動発生源対策として、公共交通機関の利用促進や、低公害車の普及等を進めています。



エコカーワールド2007の様子(平成19年6月2日、3日開催)

#### ●水質汚濁対策

市内の河川、海域、地下水質について、定期的に全シアンなどの健康項目やBOD・CODなどの生活環境項目等の測定を行い、水質汚濁状況を把握しています。

発生源である工場や建設工事等に対し、規制基準の遵守等の規制・指導を行っています。

#### ●有害化学物質対策

化学物質の適正な管理を推進するため、事業所から排出・移動する化学物質の量を届出等により把握しています。

また、化学物質についての理解とリスクの認識などを目指した取組を行っています。

アスベスト問題に対しては、的確な情報提供、学校などの公共建築物の調査・対策など、全庁的に対策を推進しています。

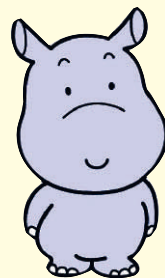
### 下水再生水の利用について

横浜市では、下水道普及率が99%を超え、平成19年度の一年間に水再生センターで処理された下水の量は5億5,366万 $m^3$ 、一日あたり151万 $m^3$ 以上の下水を処理しました。

この処理水を安定した貴重な水資源としてとらえ、自然の水環境を基本としつつも、都市部でその機能を補うために、下水再生水として利用し、入江川等のせせらぎの再生に取り組んでいます。

また、下水再生水は、「日産スタジアム」や「横浜アリーナ」、「ららぽーと横浜」、「新横浜中央ビル」において、冷暖房の熱源の一部やトイレ用水として利用されています。

平成19年度に利用された下水再生水は、1,190万 $m^3$ で、利用率は2.1%となっています。



水環境事業のキャラクター  
かぼのだいちゃん

## 2 資源循環型のまちづくりの推進

### ●一般廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理の推進

平成22年度のごみ量を平成13年度実績に対し30%削減するという「横浜G30プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）で掲げた目標は、市民、事業者の皆さんのご理解とご協力により、5年前倒しで平成17年度に33.9%削減と、達成することができました。

そこで、平成18年度に策定した横浜市中期計画では、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、目標を「平成22年度におけるごみ量目標を35%削減」とし、市役所、区役所や地域の活動組織が中心となり、市民、事業者、行政が協働し、分別収集をはじめ様々な取組を実施しています。

その結果、平成19年度の横浜市のごみ量は、約98万7千トンで、平成13年度に対して38.7%（約62万3千トン）減少しました。



集積所見学会（栄事務所）



G30子どもエコ劇場（鶴見区）



「ヨコハマはG30」マスコット へら星人ミーオ(30)



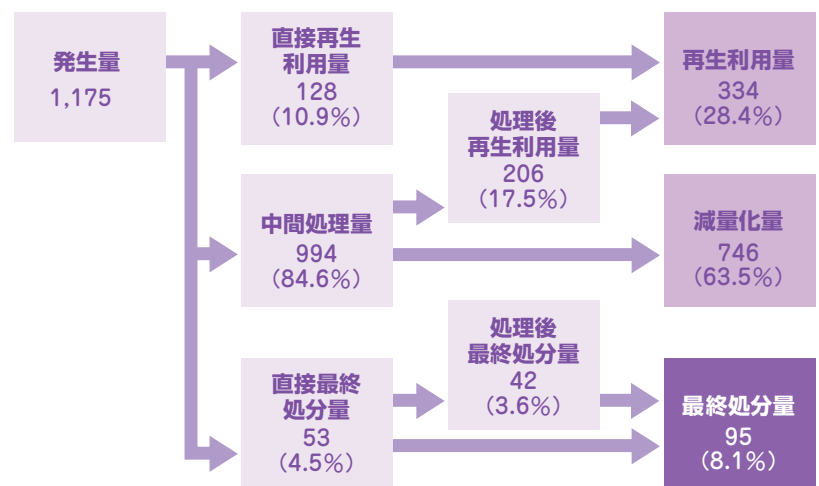
G30環境教室（磯子区）

### ●産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理の推進

横浜市では、産業廃棄物行政の指針として、「横浜市産業廃棄物処理指導計画（第5次：平成18～22年度）」を策定しています。

この計画に基づき、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用の推進、循環的利用、適正処理の促進を図るため、排出事業者・処理業者・市民・行政が必要な情報を共有し、循環型社会の実現を目指しています。

#### 産業廃棄物の減量化、資源化の状況



単位：万t/年 ※フローの中の％は、発生量に対する割合